社会福祉法人むつみ福祉会

令和 4 年度 事業計画

令和4年4月1日

令和4年3月17日 第192回理事会承認

令和4年3月25日 第116回評議員会承認

【法人全体】

1 事業推進理念

法人設立の理念である「愛知県重症心身障害児(者)を守る会」の基本理念『最も弱い者を一人ももれなく守る』ことを念頭において、障害者・家族・地域・職員が結び合った施設とし、重度障害者の生きがい保障と豊かな未来をめざす。

2 基本姿勢

- (1) 支援のあり方
 - ① どんな重度障害者も自立をめざす。
 - ② どんな重度障害者にも成長を促す。
 - ③ どんな重度障害者も地域での生活を推進する。

(2) 経営方針

- ① 中長期の見通しを持つ。
- ② 健全な財政運営をめざす。
- ③ 地域における施設・事業に対する理解をさらに深める。
- ④ 職員の支援力向上を図る。

3 推進する事業

- (1) 障害福祉サービス事業「むつみグリーンハウス(生活介護)」
- (2) 相談支援事業「中区障害者基幹相談支援センター」
- (3) 相談支援事業「障害者相談センター 一歩」
- (4) 障害福祉サービス事業「なごみ居宅サポートセンター」
- (5) 移動支援事業「なごみ移動サポートセンター」
- (6) 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」
- (7) 医療型障害児入所施設「名古屋市重症心身障害児者施設」
- (8) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(療養介護)」
- (9) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(短期入所)」 *(7)~(9)は、「ティンクルなごや」の事業

4 運営方針

(1) 既存事業所の安定した事業運営の推進・充実

当法人が運営する事業所を利用される利用者やご家族からの期待に応えられる事業運営を目指す。

特に、安定的な収益の確保と支援機能の強化の均衡を図るとともに、包括的で 一体的な支援を図るべく、法人内事業所間の連携強化を進める。

また、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの推進など、社会福祉法人が果たさなければならない使命を全うする。

(2) 公益を目的とする事業の取り組みについて

公益を目的とする事業として、介護員養成研修事業、日常生活用具給付等取扱事業を行う。

介護員養成研修事業は、なごみサポートセンターへの登録を条件に、他の養成機関の受講料よりも比較的安価な受講料を設定し開講する。

日常生活用具給付等取扱事業は、ティンクルなごやの長期利用者の日常生活用具(紙おむつ等)の取扱い事業を継続する。

(3) 人材育成・確保・定着

コロナ禍で中止・延期が多かった研修も、オンラインプログラムが普及した ことにより提供されることが増えてきたことから、求められる知識や技術の向 上を目的とした研修参加や自己研鑚ができるよう環境を作る。

次代を担う優秀な人材確保に向け、職員による福祉・看護系学生に向けた講座ガイダンスの実施や、即戦力人材の確保に向け、ホームページ等を活用した情報発信を行う。また定着に向けて、風通しの良い職場風土の醸成など働きやすい職場環境の整備に引き続き務める。

(4)地域における公益的取り組みの推進

事業所を開放してイベントを行ったり、地域住民で組織される団体やサロン運営の集合場所としての部屋提供など行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に渡り収束の見通しが立たないため、2年以上活動を自粛している。

令和 4 年度は、利用者と参加者の安心安全を守る対策を講じた上で、「コロナ禍でもできること」を前向きに協議し、双方で創意工夫をしながら少しずつ取り組んでいく。

(5) 新規整備事業の推進

令和6年度の事業開始を目指し計画的に準備を進める。

令和 4 年度名古屋市に施設整備費補助金の協議を行い、令和 5 年度の整備費補助金の国庫内示を前提に工事着工を予定している。

(6) 法人全体の安定経営の推進

令和元年度に大幅な赤字決算となったものの、令和2年度には財務状況は顕著な回復が見られた。しかし、法人収益の柱であるむつみグリーンハウス、なごみ居宅・移動サポートセンター利用者の確保は未だ十分とは言えず、引き続き利用者の獲得及び利用率向上に向けた営業活動を進める。特になごみ居宅・移動サポートセンターの場合は収益率に差があるサービスが混在するため、収益率の高いサービスを獲得できるよう計画を立てる。

すべての事業で予算を意識した収支管理を徹底し、業務の効率化や支出の見直 しなどを通じ法人全体の一層の経営安定化に取り組む。

(7) 委託事業、指定管理業務の次期公募への検討

令和元年度に受託した中区障害者基幹相談支援センター及び精神障害者地域活

動支援事業の運営が令和5年度で、また平成27年度に指定管理を受託した名古屋市重症心身障害児者施設の運営が令和6年度でそれぞれ満了となる。

両事業の現状と課題を精査し、今後の事業展開の方向性と課題解決の方策を明らかにすることはもちろん、令和6年度開始予定の新規事業を見据えて次期の公募への対応を検討する。

- (8) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の実施 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号) 及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、令和4年度から令和6年度までの3か年を計画期間と定めた一般事業主行動計画を着 実に実施する。
- (9) 障害者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の推進

厚生労働省発信の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」で示された障害 者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の取り組みとして、身体拘束等 の適正化の取り組み検討を含む虐待防止委員会の設置、職員への研修の実施等を 行う。

(10) 感染症や災害への対応力強化

前項同様に、厚生労働省発信の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」で示された感染症や災害への対応力強化に向けて、実効性のある感染症対策や柔軟で効率的な業務継続計画を実践するとともに災害に当たっての地域と連携した取り組みを検討する。

【生活介護事業所 むつみグリーンハウス】

<全体の方針>

利用者一人ひとりが楽しみや生きがいを持って取り組める魅力ある日中活動を 展開する。さらに、個々の自立やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、個別的 配慮の上で、集団活動の場を提供する。利用者が生きがいを感じることができるよ う、作業や取り組みなど充実した支援を行う。

1 作業型

作業を中心に日中活動を送る中、利用者への働きかけを通して自己決定できる 環境をつくり、自己決定したことを自らの責任で実現できるよう支援する。 さらに、その過程においては、成功の喜びを味わうだけでなく、満足できなかっ たことや失敗から得られる経験の大切さを受け止め、次の挑戦に活かすことがで きるよう支援する。

(1) 作業支援

- ① 既存の作業の生産性・正確性の向上を図り、生活のペースを安定させやりがいをもって通える場所づくりを行う。
- ② 製造・納品・福祉協力店事業などの作業を通して、地域社会や人とのつながりを実感し社会参加ができる環境を維持する。
- ③ 働くことの意義や経済活動(労働対価を得る)ことの大切さが理解できるよう 努める。

(2) 生活支援

- ① 個々の嗜好的ニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、作業とのメリハリをつけることにより日中活動の相互的充実を図る。
- ② 身体機能の維持を図るため、必要に応じ嘱託医の診察や理学療法士の助言・指導をもとに体操などの個別プログラムを計画し、継続して行う。

2 日中活動型

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのあるプログラム(午前は活動的、 午後は身体ケア)を設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。また、 外部講師を依頼し、より専門的な活動も取り入れる。

- ① 日々の健康状態の確認や排泄、摂食等の支援を行い、生活リズムの安定化を図る ことで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 集団でのレクリエーションを中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じられるプログラムを立案し、身体機能や感覚機能の維持、向上を図る。
- ③ 音楽療法士、創作活動の外来講師など専門家の活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。
- ④ 嘱託医の診察や理学療法士によるリハビリ指導、さらには法人内の医療スタッフへのアドバイスなどを参考に、機能訓練や「ふれ足体操」などの弛緩的マッサージも取り入れながら身体機能の維持を図る。

3 生活介護事業全体

- (1) 嘱託医との連携
- ① 月に 1 度、嘱託医による診察を行ない、身体状況の把握に努め、日々の生活や活動の中で配慮する。
- ② 感染症について、情報収集から感染症対策の相談行い感染拡大防止に努める。

(2)後進の育成

社会福祉士や介護福祉士、医療・教員等の資格取得を目指す実習について、実 習プログラムの見直し感染症対策を講じて実施する。

(3) 職員研修、人材育成

- ① 中区障害者基幹相談支援センターと合同で研修会を行う。
- ② 県や市、市社協などが主催する外部研修へ積極的に参加する。

(4) ネットワーク作り

- ① 中区障害者自立支援連絡協議会ネットワーク部会へ参加する。
- ② 市内の特別支援学校や養護学校との連携を図る。

(5) 利用者確保と利用率向上を目指す

より多くの方に利用していただけるよう取り組む。

- ① 土曜・祝日開所は、昨年度と同様にニーズの多い祝日開所をメインに開所する。
- ② 作業型の平均工賃3,000円を目標にする。
- ③ 日中活動型の送迎車 1 台増を検討する。
- ④ 特別支援学校や養護学校への情報提供や相談事業所との連携を図り、新規利用者の確保を目指す。

【居宅介護支援事業所 なごみ居宅サポートセンター】

【移動支援事業所 なごみ移動サポートセンター】

<全体の方針>

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス〔居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護〕及び地域生活支援事業における移動支援を行う。

名古屋市在住の障害児・者が、住み慣れた地域で安心した日常生活を営むことができるよう、利用者の個性や意思決定を尊重し、安心・安全なサービス対応に努める。

1 事業の方針

- ① 利用者が住み慣れた居宅において自立した日常生活を営めるよう、利用者の心身の状況及び置かれている環境に応じた支援を行う。
- ② 重度訪問介護サービス提供(夜間帯)の検証を行い、今後のサービス提供の在り方について検討していく。
- ③ 地域や家庭との結びつきを重視し、利用者を支援している関係事業所(相談・介護・医療等)との連携を行う。
- ④ 介護従事者養成事業の実施や求人募集方法の見直しを行い、人材確保に努める。
- ⑤ 定期的に会議・ミーティングを行い、情報の共有や意見交換の場を持つ中で、職員間のフォローアップ体制を整え、円滑なサービス提供ができるよう取り組む。また、外部・内部研修の参加や資格の取得などスタッフのスキルアップを目指す。
- ⑥ 自立支援協議会の参加や他事業所との連携を行い、ネットワークの構築を図る。

2 事業の内容

- (1) 障害福祉サービス
 - (1) 居宅介護(身体介護、家事援助、通院等介助)
 - ② 重度訪問介護
 - ③ 行動援護
 - ④ 同行援護
- (2) 地域生活支援事業
 - ① 移動支援
- 3 事業の対象者

主たる対象者は定めない

- 4 通常の事業の実施地域 名古屋市全域
- 5 事業の実施時間
 - ① サービス提供日 : 通年(12月29日~1月3日を除く)
 - ② サービス提供時間: 原則 24 時間

【障害者相談センター 一歩】

<全体の方針>

利用者が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう相談支援体制の充実に努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関等との連携を図りながら、利用者が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう支援する。

1 事業の内容

(1)基本相談支援

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活に応じて訪問、外来、電話等で相談支援を行なう。必要に応じ、生活に必要な情報の提供やサービス利用の調整などを行う。

(2)計画相談支援及び一般相談支援

利用者の自立した生活を支えることができるサービス等利用計画の作成、適切なサービス利用や課題の解決に向けた継続サービス利用支援(以下、「モニタリング」という)を行う。

計画相談支援は、障害福祉サービス事業所をはじめ、障害者基幹相談支援センター、保健センター、区役所等と連携し、利用者のニーズの実現を目指す。

モニタリングでは、立案したサービス利用計画を基に、新たに発生した課題や不安や悩みの解決はもちろん、より充実した生活が送れることを目標にした継続支援を行う。

一般相談支援では、まだ実績がないため、施設や病院での生活から地域生活に 移行を希望する障害者の住居の確保、生活に関する相談を中心に必要な支援、支 援に必要な情報収集などを行っていく。

2 契約者数

今年度の契約者数は下表の見込みである。最低でも契約者数維持に取り組み、 既存の利用者への支援が滞らないことを念頭に置きながら新規利用者の獲得を目 指す。

【障害種別内訳】 (単位:人)

	身体	知的	精神	発達	難病	児童	合計
令和 4 年度見込数	84	90	15	4	1	0	194(*)

(*) 重複障害がある利用者 75 名を含む。

契約者実数は 119 名(194 名 -75 名)

令和4年1月末現在

【居住区内訳】 (単位:人)

ф	昭和	瑞穂	千種	中川	中村	東	熱田	南	緑	守山	北	港
44	6	4	7	10	3	5	4	ε	1	Ω	6	8
西	天白	名東	他市									
8	4	0	3									

【サービス利用別内訳】

_ / 2 ₩ /		•	1)
(単	<u> </u>		\mathcal{N}

むつみ	なごみ	あかもん	ティンクル	法人外入所施設	法人外事業所	合計
51	1	1	22	6	38	119

【計画作成見込数】

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
本計画	13	7	5	6	10	5	10	6	5	6	8	9	119
計画案	7	4	7	10	4	10	6	5	6	8	9	13	119
モニタ	28	18	31	25	24	25	27	19	33	25	20	21	296
合計	48	29	43	41	38	40	43	30	44	39	37	43	534

3 法人内事業所との連携

当事業所の利用者の半数以上が法人内事業所の利用者であることから、法人が経営する障害福祉サービス事業所との連携を図り、充実した生活環境つくりを支援する。

事業所間で情報共有がしやすい環境である強みを活かし、利用者ニーズの実現はもちろん、生活課題や問題の解決などにも速やかに対応ができるようにする。

4 担当者のスキルアップ

- (1)法人内部合同研修会(ケース検討会)を2ヶ月に一度行う。困難な支援ケース や課題解決へのプロセスの確認を目的とする。
- (2)愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会など外部団体が主催する研修に積極的に参加し、相談に柔軟かつ適切に対応できる知識や技術を身に付ける。
- (3) 多様な社会資源の情報収集し整理することで、利用者にとって必要となる情報の提供を的確に行う。
- (4) 自立支援連絡協議会の相談支援部会に参加し、相談支援技術を高める。また別の部会にも時間が許す限り参加しネットワークの拡大を図る。

【中区障害者基幹相談支援センター】

<全体の方針>

令和 4 年度も引き続き、名古屋市中区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者(児)とその家族の地域における生活を支援し、障害者(児)の自立と社会参加の促進を図れるよう取り組む。

1 事業内容

(1)総合相談

障害者(児)及びその家族等からの相談に対する障害種別を問わない必要な支援

- ア 福祉サービスの利用支援
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ ピアカウンセリング
- 才 専門機関紹介 等
- (2) 処遇困難な障害者(児)への相談支援
 - ア 複数の専門機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要するなどの相談支援
 - イ 計画相談支援

【障害種別】令和4年4月予定

【居住区】

身体	知的	精神	難病	児童	合計	
6名	3名	5名	O名	4名	17名	

中区	合計
17名	17名

※ 重複障害者 1名

【計画作成見込数】 ※()は児童の見込み数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
本計画	3 (2)	0	1	4	0	0	1	1	5 (4)	0	1	2	18 (6)
計画案	0	1	4	0	0	1	1	5 (4)	0	1	2	1	16 (4)
モニ タリ ング	4	8 (4)	3 (1)	4	9 (4)	5	2	4	7	3	7 (4)	4	60
合計	7 (2)	9 (4)	8 (1)	8	9 (4)	6	4	10 (4)	12 (4)	4	10 (4)	7	94

- (3) 地域環境作り(別紙の中区障害者自立支援連絡協議会体制図参照)
 - ア 区自立支援運営協議会の運営
 - イ 区内の相談支援事業者(指定特定相談支援事業者若しくは指定一般相談支援 事業者又は指定障害児相談支援事業者)をはじめとする関係機関とのネットワ ークの構築

(4) 人材育成

- ア 区内の相談支援事業者に対する訪問等による指導及び助言
- イ 区内の相談支援事業者等に対する研修会の企画及び運営

(5) 地域移行•地域定着支援

- ア 障害者支援施設、精神科病院及び矯正施設等からの地域移行に向けた普及啓 発及び地域相談支援対象者と指定一般相談支援事業者との間の連絡
- イ 地域生活を支える上で必要な社会資源の把握・開発
- ウ 研修会や講演会を通じた地域住民への障害理解の普及、啓発
- エ 指定一般相談支援事業者に対する地域相談支援に関する指導及び助言

(6) 権利擁護

- ア 養護者による障害者虐待の防止の取り組み及び養護者による虐待を受けた 障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言(障害者虐待 相談センターや行政機関等との連携を図る)
- イ その他権利擁護のために必要な援助及び取り組み(障害者・高齢者権利擁護 センター及び成年後見あんしんセンター等との連携を図る)
- (7) 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付等の対応

(8)障害支援区分認定調查(更新予定数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	Ω	合計
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
中区	11	8	4	15	00	20	9	18	10	9	17	6	135
北区	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
合計	21	18	14	25	18	30	19	28	20	19	27	16	255

(9) 障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援

(10) 障害者自立支援配食サービスのアセスメント等(更新予定数)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
身体	4	1	0	0	0	0	0	3	2	0	2	1	13
知的	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
精神	თ	1	2	Ο	1	3	0	1	1	2	Ο	2	16
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	7	4	3	0	1	3	0	4	5	2	2	3	34

(11) 障害者サロン

- ア 「よりみちサロン」「ふれんず」の活動を 1 年間休止する
- (※コロナウイルス感染症の状況をみながら、令和 5 年度からの再開に向けて協議を行なう)
- イ 「ボラネットなかまんなか」の会議やイベントへの参加・協力
- (12) 区内・市内の各種会議への参加

各種会議への参加依頼があった場合には、必要に応じて会議に参加する

(13) 講師派遣

講師派遣の依頼があった場合は、必要に応じて派遣を行なう

2 運営事業の対象者

原則として中区域内の障害者(児)とその家族、担当区域内の事業者等とするが、必要に応じて中区域外の障害者(児)とその家族への支援も行う。

3 職員研修・人材育成

- (1) あかもん、グリーンハウス、一歩と合同で研修会を 2 か月毎(偶数月第 2 水曜日)に実施する。
- (2) 県や市、市社協などが主催する外部研修に積極的に参加する。
- (3) 鶴舞こころのクリニックとの合同研修について検討する

4 職員ミーティング

月1回(第4水曜日)に基幹センタースタッフが集まり、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

5 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」との連携

「あかもん」と連携し、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び 地域のネットワークの構築に努める。また、精神障害に対する理解促進を図るた めの普及啓発等を行う。

6 事業提携(スーパーバイズ契約)

(1) 提携病院

鶴舞こころのクリニック(精神科・心療内科)

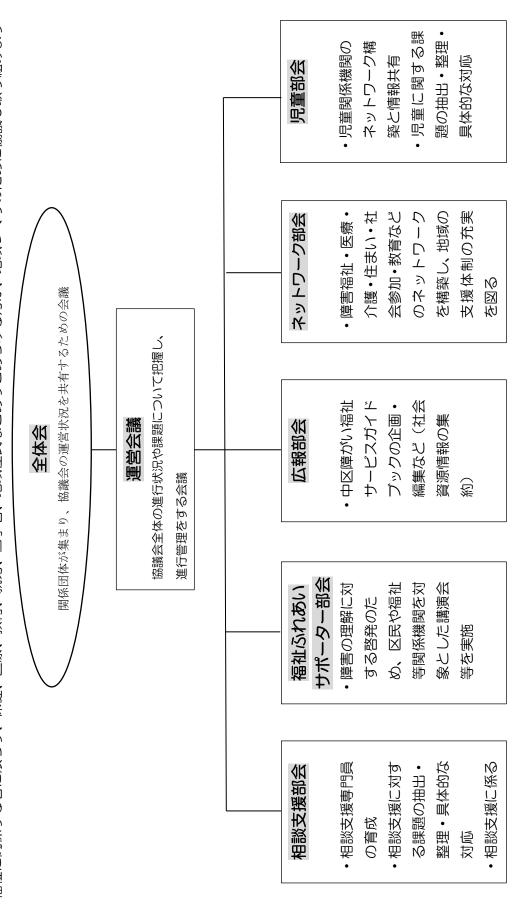
(2) 提携内容

必要に応じてクリニック院長及び精神保健福祉士(ワーカー)等より精神障害についての専門的な助言、指導

- ア 精神障害についての専門的な指導、助言
- イ 精神障害についての研修の企画、運営補助
- ウ 必要に応じて訪問、来所者への相談支援補助
- エ 自立支援連絡協議会への協力、助言

中区障害者自立支援連絡協議会組織図

障害のある方が地域で安心して生活するために「人と人をつなぎ、地域課題を地域で共有し、解決に向けて地域で協働する場」です。障害 当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます 福祉に関係する者に限らず、保健、医療、教育、就労、



【あかもんく精神障害者地域活動支援事業>】

<全体の方針>

令和4年度も引き続き、精神に障害のある方が安心した地域生活が送れ、気軽に過ごすことができるような「居場所」「活動の場」作りを行なう。その際、コロナウイルス感染症対策について名古屋市と協議しながら安心安全に事業運営できるようにする。

また、事業の推進にあたっては、他区の地活 I 型や障害者基幹相談支援センターとの連携を図り、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークを構築する。

1 事業の運営方針

- ① 人としての主体性を尊重し、生きがいのある生活と自立を支援する。
- ② 地域に根ざした事業運営に努める。
- ③ 福祉関係機関や多くの社会資源と連携しながら、精神に障害のある方の地域生活を支援する。
- 2 利用対象者(①又は②の該当者で、③に該当する方)
 - ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ② 精神科・心療内科で治療中の方
 - ③ 利用について主治医の同意が得られる方

3 事業の支援方針

- ① 精神に障害のある方が地域でいきいきとした生活を過ごせるように、必要な情報提供や仲間作りなどの支援を行なう。気軽に立ち寄れて、くつろいだり、相談したり、プログラムの参加や生活支援サービスを利用する中で自分らしい生活を応援する
- ② 障害者基幹相談支援センターやスーパーバイズ契約を結んでいる鶴舞こころの クリニックとの連携を図ることで、より専門的な障害に配慮した安心感が得られる対応ができるような場所作りを行なう。

4 事業の実施方針

(1) 直接処遇業務

- ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する業務
 - ① 毎月のプログラムについては、職員が一方的に決めるのではなく、面談や アンケートなどニーズを確認しながら決定する。
 - ② 季節を感じられるようなプログラムを設定する

4月	絵手紙 (春)
5月	食中毒勉強会
6月	梅雨を感じる飾り(紫陽花など)

絵手紙(暑中見舞い)
七夕飾り
夏を感じる飾り(花火など)
防災訓練
ハロウィン飾り
絵手紙(秋)
紅葉飾り
絵手紙(年賀状用)
クリスマス飾り
感染症勉強会
絵手紙(寒中見舞い)
正月飾り
節分飾り
防災訓練

③ プログラム内容

音楽活動	「音楽鑑賞」
体力作り	「散歩」「リラックス体操」
教養活動	「DVD 鑑賞」「トーク」「各種勉強会(食中毒・感染症)」
防災活動	「防災訓練(避難場所の確認、非常食の試食等)」
創作活動	「絵手紙」「折り紙」

イ 社会との交流の促進に関する業務

- ① プログラムを設定するにあたり「外部の講師」「ボランティア」「実習生」などに協力を依頼することで様々な人との交流を図る。
- ② 地域の行事に参加、協力できるよう地域の学区や社会福祉協議会、区役所等と連携し取り組む。

ウ 日常生活に必要な便宜を供与することに関する業務

- ① 生活上の困りごとや不安などについて必要に応じて個別に面談を実施することや年2回の定期的な面談を実施する。なお、対応が困難な事案については、 障害者基幹相談支援センターや各専門機関に相談・連携し対応する。
- ② 利用者の状況やニーズに合わせ「プログラム」「講座」「メンバー同士の話し合いの場」などを設定し、日常生活上必要な知識や技能の獲得につなげる。

(2) 地域の事業所等との連携

- ① 自立支援連絡協議会へ参加し、「医療」「福祉」「地域住民」など地域とのネットワークを構築する。
- ② 区内に点在する「医療機関」「福祉関係機関」「行政機関」を中心に、事業内容の理解を求める為の説明や利用者支援に必要な情報交換を目的とした電話や訪問を行なう。
- ③ 精神障害者地域活動支援事業の交流会に定期的に参加することで情報交換や

連携を強化する。

(3) 普及啓発等事業

ア 地域住民ボランティアの育成に関する業務

- ① 地域のボランティア団体や障害者サロン団体等と連携し、地域とのつながりを作りながら、地域のボランティア活動に協力する。
- ② 地域住民や学生などのボランティア希望者の受け入れを行なうことで、ボランティアの育成につなげる。
- イ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業の実施に関する業務
 - ① 自立支援連絡協議会への参加・協力を通して「精神障害」に対する啓発活動を行なう。
 - ② 地域の行事に参加すること等を通して「障害」の理解につなげる。
 - ③ ボランティアや実習生の受け入れを柔軟に行なうことで「障害」の理解につなげる。

5 営業日及び営業時間

月曜日~金曜日、第2土曜日(10時30分~18時00分) なお、地域の行事などに参加する場合は、土曜日や日曜日等の休日も営業する

6 職員研修・人材育成

- ① 愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会、自立支援連絡協議会などが主催する研修へ参加することでより幅広いスキルを身に付けられるようにする
- ② あかもんにおいて知識や技能の向上を目的に2ヶ月毎(奇数月の第2水曜日)に研修を実施する
- ③ 障害者基幹相談支援センター、グリーンハウス、一歩と合同で事例検討会を 2 ヶ月毎(偶数月の第2水曜日)に実施する
- ④ 鶴舞こころのクリニックとの合同研修について検討する

7 職員ミーティング

月2回(第1、第3水曜日)、あかもんのスタッフと障害者基幹相談支援センターのセンター長等が集まることで、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行なう

【名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや】

1 サービス

(1) 生活支援

ア 利用計画(医療型障害児入所施設、療養介護)

「名古屋市重症心身障害児者施設における施設入所指針」に基づき、指定管理者として公の施設の役割を果たす。

通常枠の受入れでは、施設定員90人(空床利用による短期入所10人含む) について、より医療的ケアの比重が高い重度の重症心身障害児者の受入促進を 図り、適切な運用を行う。

また緊急枠を設け、児童相談所等と連携のもと入所を必要とする方の把握に努め、受け入れに協力する。

イ 入所調整会議

入所希望の受付及び待機者名簿の管理を行い、空床が生じた際には、名簿登載者の中から適切に入所候補者を選定し、市の入所調整会議に提出する。入所適当と判断された障害児者に対しては、迅速な受け入れを行う。

また、措置入所・一時保護等については、児童相談所と入所調整を遅滞なく 行う。

(2) 在宅支援

短期入所

申込受付は先着順に対応し、利用中は、利用者が安心・安全に過ごしていただけるよう支援を行う。また、緊急時等の利用希望については、必要に応じた利用受付を行う。これらにより、空床利用枠10人に対して70%以上の稼働率を確保するよう努める。

新型コロナウイルスへの感染対策を徹底し、通常通りの実施に最大限努める。 なお、令和3年度末から導入した、インターネットによる利用受付システムを 円滑に運用し、従来の一斉電話受付による利用者の時間的ストレスの軽減を図 る。

【利用予定見込み数】

区分	月当り	年間	日平均
延利用者数(日)	220	2640	7.2
うち超重症児(日)	20	240	0.7
うち準超重症児(日)	45	540	1.5
実利用者数(人)	70	160	
延利用件数(件)	75	900	
契約者数(人)	160	160	

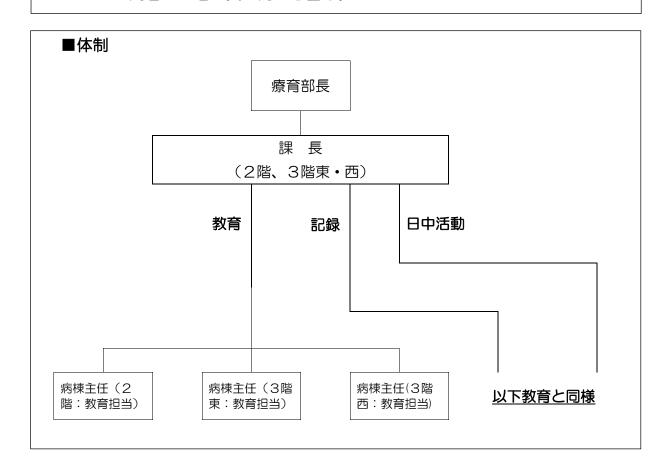
2 職員の質の向上

障害の重度化等に対応した看護・生活支援を行う力を向上させるため、引き続き「教育」「記録」「日中活動」の3分野を強化し、利用者支援の充実を図る。制度改正等に注視し、行政機関等から情報を得て、医療や障害福祉サービスに係る手続きなどの最新の知識を習得する。

教 育: 職員研修等を通じて、医療機関及び福祉施設としての基本的な理解、知識の向上を図る。また、職員個々の専門的知識の蓄積によるスキルアップを図る。

記 録: 看護、生活支援、サービス提供実績等の各種記録について、作成方 法等を明確にし、正確な記録作成及び職員によるばらつきの抑制を 図る。

日中活動: 利用者個々のライフステージに合わせて日常生活の支援及び生活を 豊かにするための日中活動の内容について定期的に見直しを行い利 用者の生活の質の向上を図る。



3 課題への対応

管理業務の実施に当たり、名古屋市との緊密な連携を図るとともに、指定管理料の適切な管理と効果的な執行に努める。

また、新型コロナウイルスに対する感染予防策を徹底するとともに、発生時に 迅速かつ的確な対応を図るための準備体制を継続する一方、療育・日中活動や保 護者交流において、感染の状況や局面に応じた柔軟な対応を図るなど、コロナ禍 においても利用者・保護者の満足度向上を追求する。

さらに、重点課題として以下の3点に注力して取り組む。

(1) アフターコロナを見据えた支援の充実

令和2~3年度にかけ、新型コロナウイルス感染予防の観点から、個別療育の実践、オンライン面会、WEBによる支援者向け講演会、ホームページ上での動画配信や行事型交流イベントに代わる日常密着型リモート発信企画(千日紅(幸)プロジェクト¹)など、新たな取り組みが進んだ。

これらは、利用者個々の特性への寄り添い、加齢等により来所困難な保護者への交流機会の提供、施設の活動に対する広範な理解の促進などにも有効であることから、これらを感染対策期間中の限定的な対応とせず、取り組みの効果と課題を検証し、さらなる支援の充実へと繋げる。

(2) 虐待防止の推進

令和2年9月に発生した虐待事案について、未然防止の不備や事後対応の遅延 等に厳しい指摘を受けることとなったことを踏まえ、虐待事案を招いた事実に組 織として真摯に向き合い、深い反省に立って実効性のある再発防止策を進めてい くことを重要な課題としてとらえ、職員の共通理解と主体的な行動の基本となる マニュアルを整備し、体系的・計画的な研修機会の確保、多角的なセルフチェッ クの継続実施と改善に向けた目標管理の実践等の各種取り組みを推進する。

(3) 在宅相談支援体制の構築

令和4年度、名古屋市が行う「重症心身障害児者実態調査」に参画し、公の施設の重要な役割である在宅支援の充実を図るべく、調査結果を踏まえた支援方策のあり方について具体化の検討を進める。

特に、地域とのネットワーク構築を重要と捉え、各区の障害者基幹相談支援センターとの個別会合設定やブロック会議への出席を通じ支援課題の共有化を進めるのをはじめ、福祉、医療、保健、教育、介護、その他の関係施設・機関との連携強化に努める。併せて、情報交流や支援連携などで、県下の重症心身障害児者施設とのネットワークの強化を図るなど、相談支援体制の構築に向けた着実な準備を進める。

¹ 利用者一人ひとりが春から夏に千日紅の花を育てハーバリウムに加工、保護者からのメッセージとともに画像にしスライドショーで配信する企画